

	差別等の種別	法令・例規	これまでの施策	令和３年度の具体的な事業の内容	前回会議における主な意見	県内３地区意見交換会における主な意見	所管課
1	性差	男女共同参画推進条例	・ 固定的な性別役割分担意識の更なる解消に向けた啓発活動の推進 ・ 男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実 ・ ハラスメントの根絶	内容：県内３カ所（大館市、秋田市、横手市）に設置する男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、登録団体等の活動を支援。 1 例年実施している講座等 ４講座 実施時期：４月～３月 実施回数：１２回以上（県北、県央、県南の各地区毎に各講座１回以上） 2 令和３年度新規講座 ２講座 ・ 男性の家事・育児と仕事の両立を促進するための講座の開催。 実施時期：６月～１２月 実施回数：６回（県北、県央、県南の各地区毎に２回） ・ 女性の管理職やリーダーを育成するための研修会の開催。 実施時期：６月～１０月 実施回数：６回（県北、県央、県南の各地区毎に２回）	◆個人の意識を変えることも大切だが、社会構造や働き方を含め、男女共同参画やジェンダーギャップを解消することが必要。 ◆社会構造や働き方を変えていく必要がある。生きづらさやしんどさを抱えている女性の声を反映させた対策を検討すべき。 ◆女性が働くに当たって、夫婦別姓の取組が必要。 ◆１０数年前までは、名簿、体育着、ランドセルなど、男女別であったが、今は男女混合名簿、体育着の色は男女で同じ色、形となり、ランドセルも大分カラフルとなった。人権や男女共同参画の視点から、教職員や子供の何気ない言動や形骸化した習慣などを見直し、望ましい関わり方について意識を高めていきたい。	◆平等に、男性、女性の個性、能力というものを尊重して、社会で参画できるような、社会づくりをこれからさらに力を入れていただきたいと思う。 ◆保育所から、保護者に子どもの迎えを依頼する電話をすることがあるが、非常に申し訳なく思っ て話をしている。自分自身、会社で勤務していた際、そのような電話があり、上司に相談して帰ることがあった。企業には、特に男性の上司には、そのような電話があった場合は、早く送り出してほしい。 ◆男女共同参画というのと全部平等というような意識があるが、多様性を認めることは、一人ひとり違つて良いということであり、子どもも大人も、人として平等という考えをしっかりと持っていれば、円滑に進むと思う。 ◆３か所の男女共同参画センターの敷居を低くすることが必要。男女共同参画は特別なものだという意識があり、勉強会や研修会をしているが、参加者が限られている。もっと、いろいろな課題に答えられるようにすれば、若い方も高齢者も参加するようになると思う。	次世代・女性 活躍支援課
				内容：女性の自治会長など自治会活動をリードする女性人材を育成し、地域における女性活躍を推進するための講座の開催。 事業名：地域の女性リーダー育成事業 実施時期：６月～１２月 実施回数：１５回（県北、県央、県南の各地区毎に５回）			次世代・女性 活躍支援課
				内容：あらゆる分野においてリーダーとなる女性の参画拡大に向けた県民の理解を深め、全県的な機運の醸成を図るための啓発イベントの開催。 事業名：次代の女性リーダー応援事業 実施時期：１１月５日（金） 実施回数：１回 実施場所：秋田市			次世代・女性 活躍支援課
				内容：小学生、中学生、高校生それぞれを対象とした、子どもの頃から結婚や子育て、男女共同参画等について学び考える機会を提供するための副読本を作成し授業で活用。 実施時期：例年３月 配布先：県内各学校 配布部数：27,500部（小8,000部、中8,500部、高11,000部）			次世代・女性 活躍支援課
				内容：中央男女共同参画センターに設置する男女共同参画相談室（ハーモニー相談室）において、セクシャルハラスメントなど性別による人権侵害に関する相談業務を実施。 実施時期：通年			次世代・女性 活躍支援課
2	性的指向・性自認等	なし	・ 性的マイノリティの子どもへの配慮、教育の場におけるきめ細かな対応等	内容：中央男女共同参画センターに設置する男女共同参画相談室（ハーモニー相談室）において、性的指向・性自認等に関する相談業務を実施。 実施時期：通年	◆アンケートにおいて、男女の別の記入を求めることがあるが、ＬＧＢＴの方にも配慮したアンケート手法を検討する必要がある。 ◆パートナーシップ制度の導入は、今後、議論を深めるべき。 ◆性的指向・性自認等を理由とした差別について、指針などに許さないと明文化する必要がある。 ◆同性カップルの場合、育児介護などの福祉の面で不利益を被ることがあり、パートナーシップ制度の導入の検討を進めるべき時期に来ている。	◆ＬＧＢＴの方を非難するビラがまかれたことがあったが、身近な者として捉えていないから恐怖を感じて差別するのだと思う。当事者から話を聞く機会があり、身近な者として伝えていける環境を醸成すれば、差別や怖いという思いを持つ人が少なくなるのではないか、ということであった。	次世代・女性 活躍支援課
			・ 人権教育の充実による互いを尊重し合う態度の育成 ・ 教職員研修等の実施による教職員の理解の促進 ・ 生徒・保護者との信頼関係の構築、組織的対応等	内容：ＧＩＤサポートチーム連絡協議会における情報共有、連携協同 主催：市町村教育委員会			義務教育課
			内容：性教育講座、「性に関する指導」指導者研修会	高校教育課			
4	いじめ	子ども・子育て支援条例	・ 支援を要する子どもや家庭のサポート ・ 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成 ・ 子どもの心の育ちと青少年の健全育成	内容：青少年の非行・被害防止全国強調月間を県民へ周知し、地域における青少年の非行防止等に関する啓発のため実施。R3は県内49中学校から2,321作品の応募があった。月間中に表彰式（7/28）や、入賞作品を掲載した啓発物配布等による啓発（7/28～8/3） 事業名：青少年の非行・被害防止標語コンクール 実施時期：青少年の非行・被害防止全国強調月間（７月）			次世代・女性 活躍支援課
				内容：青少年の健全育成運動の推進を図るため、県民が青少年の問題等に関心をもち、共に考え、行動する契機となるように表彰や講演を行う大会を開催 事業名：青少年健全育成秋田県大会 実施時期：１１月９日（火）			次世代・女性 活躍支援課

	差別等の種別	法令・例規	これまでの施策	令和３年度の具体的な事業の内容	前回会議における主な意見	県内３地区意見交換会における主な意見	所管課
4		子ども・子育て支援条例	・支援を要する子どもや家庭のサポート ・人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成 ・子どもの心の育ちと青少年の健全育成	内容：物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力を身につけることを狙いとして開催。県内３地区の予選大会の優秀者１２名及び、開催学校推薦者１名の計１３名の中学生が日頃感じていることや、社会に対する意見等を発表 事業名：わたしの主張２０２１ー第４３回少年の主張秋田県大会 実施時期：９月１５日(水)			次世代・女性活躍支援課
				内容：国が秋田市・横手市に設置する地域若者サポートステーションにおいて、職場体験やジョブトレーニング等の実施により、若者の進路決定を支援（県の事業は秋田市に設置されている地域若者サポートステーションにおいてのみ実施） 事業名：地域若者サポートステーション 実施時期：通年			次世代・女性活躍支援課
				内容：県内15市町村17か所に設置された「若者の居場所」において、人間関係になじめないなどの理由で無業である若者に対し、家庭や学校とは異なる居場所を提供することで、これらの若者が社会的自立できるよう支援 事業名：若者の居場所の設置 実施時期：通年			次世代・女性活躍支援課
5	いじめ	いじめ防止対策推進条例（いじめ防止対策推進法）	・人権教育の充実による互いを尊重し合う態度の育成 ・学校・家庭・地域の連携による思いやりや心のつながりを大切にする道徳教育の充実 ・生徒指導の充実と指導体制の整備 ・教育相談体制の充実等による不登校・いじめ問題等への対応	内容：男女共同参画社会実現の啓発に係る副読本「みんなイキイキ」の作成と配布（県教育委員会、県あきた未来創造部で作成） 配布先：県内小学校５・６年生、中学生、高校生（教師用手引きも配布）			義務教育課
				内容：スクールカウンセラー配置事業（中学校） 配置人数：３８名 配置校：１０６校すべての中学校			
				内容：広域カウンセラー配置事業 配置人数：４３名（小学校での要望への対応、突発的な事故発生時の緊急支			
				内容：スクールソーシャルワーカー配置事業 配置人数：１０名（社会福祉士等の有資格者と校長ＯＢのペア） 配置先：県内５箇所（北・中央・南教育事務所、総合教育センター、秋田明德館高校）			
				内容：電話相談事業 配置先：県内４箇所（北・中央・南教育事務所、総合教育センター）			
				内容：ＬＩＮＥによるＳＮＳ相談事業（中学生を対象） 実施回数：夏休み明けに計８回実施			
				内容：スクールカウンセラーの配置（高等学校） 配置先：全ての県立高等学校 配置人数：２６名			高校教育課
				内容：スクールソーシャルワーカーの配置 配置先：県内５か所（各教育事務所、総合教育センター、秋田明德館高等学校） 配置人数：１０名			
				内容：秋田県いじめ問題対策審議会の開催 実施時期：例年１月			
				内容：秋田県高等学校いじめの防止に係る研修会の実施 実施時期：例年５月 対象：各高等学校の教頭			
6	犯罪加害者	再犯の防止等の推進に関する法律	・国の法務関係機関や市町村と連携した広報・啓発活動 ・関係機関が連携し、就労及び居場所の確保等を実施	内容：再犯防止推進協議会を開催し、秋田県再犯防止推進計画の進行管理、庁内関係各課及び関係機関の関連する取組の情報共有、委員の意見聴取等により、再犯防止を推進するための連携体制の強化 実施時期：例年１２月頃実施			地域・家庭福祉課
7	ホームレス	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法		内容：ホームレスの実態に関する全国調査を実施 実施時期：例年１月実施			地域・家庭福祉課

	差別等の種別	法令・例規	これまでの施策	令和３年度の具体的な事業の内容	前回会議における主な意見	県内３地区意見交換会における主な意見	所管課
8	高齢者	老人福祉法	・秋田県高齢者総合相談・生活支援センターにおける相談活動 ・成年後見制度や市民後見制度の利用促進に向けた研修会の開催	内容：高齢者総合相談・生活支援相談員の配置 事業名：高齢者ほっと安心相談事業（委託） 配置先：（福）秋田県社会福祉協議会 配置人数：常勤相談員３名（看護師、社会福祉士等）、専門相談員２名（弁護士、学識経験者） 相談内容：【一般相談】高齢者自身や家族の悩み、将来への不安等 【専門相談】法律相談、人生相談、権利擁護相談 内容：高齢者虐待防止セミナーの実施 事業名：包括的支援事業推進事業（委託） 実施時期：９月１６日（木）、９月１７日（金） 実施主体：（福）秋田県社会福祉協議会 実施回数：１回（オンラインで実施） 対象者：高齢福祉担当市町村職員、介護保険担当市町村職員、地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所管理者 研修内容：高齢者の権利擁護と虐待防止に向け、関係者がそれぞれの役割を理解し適切に対処するため、対応力向上を目指す。 内容：市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できる支援体制を構築することを目的に市民後見人養成等を実施する場合、その経費の一部または全部を補助 事業名：市民後見推進事業（補助事業） 補助対象：（Ｒ３）横手市、湯沢市、羽後町			長寿社会課
9	障害者	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	・障害を理由とする差別に関する相談への対応及び紛争の防止又は解消を図るための体制整備 ・障害を理由とする差別の解消に関する啓発活動 ・障害者差別解消支援地域協議会	内容：障害者差別に関する相談窓口の設置 設置状況：障害者110番、8地域振興局、福祉相談センター、精神保健福祉センター、障害福祉課、25市町村、5障害者団体 内容：秋田県障害者差別解消調整委員会の設置 委員：15人（学識経験者、法曹、障害者団体、商工団体、行政等） 開催：あっせんの申立による	◆子供はまだ未熟な段階であり、自分が思ったこと、感じたことをそのまま口にしたり、不快感を表したりしてしまうような場合があり、障害についての理解を深め、ともに支え合って生きていこうとする態度を、育んでいくことを大事にしている。 ◆障害者への理解不足。特に行政機関には、対応訓練が必要。	◆すでに相談員やコーディネーターといった体制はあるが、母体（元々受入をしていた施設）と連携を取れるとれるようなシステムがあれば、繋がりがうまくいくと感じた。 ◆複数の市町村から受入れをしているが、ある自治体では通所費用の補助があり、ある自治体では補助がない。不公平感があるので、県で救済いただけるとありがたい。 ◆福祉医療制度であるが、同じ障害のくくりの中でも、精神障害は対象とならない。精神も対象とできないか。 ◆地域の施設、グループホーム等への地域移行を進めてきており、障害者が、他の人と比べて劣る部分があることへの地域の人々の理解が必要である。	障害福祉課
10		障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例	・相談や紛争解決のための体制整備 ・障害を理由とする差別の解消に関する普及啓発・教育の推進 ・行政職員・事業者に対する差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する研修等の実施	内容：行政職員・相談対応職員向け研修会 実施時期：12月 内容：障害者を雇用している事業所から、配慮の事例などを紹介してもらい、障害者の就労、雇用について考える研修会を開催 実施時期：10月 内容：障害に関する基本的な知識を持ち、障害を理由とする差別をなくすよう心がけ、障害等の特性を理解し、できる範囲で障害のある方へ配慮や手助けを行うことができる方（障害者サポーター）を養成する講座を開催 実施場所：各市町村 内容：障害及び障害者への理解の促進に係るハンドブックの配布 実施時期：5月 配布先：小学校4年生、中学校3年生 配布枚数：各約1万部 内容：ヘルプマーク・ヘルプカードの配布、周知 配布時期：通年 配布窓口：市町村・県機関窓口 配布枚数（実績）：ヘルプマーク164枚、ヘルプカード116枚（8月末時点） ポスター、チラシ、CM等で普及・啓発を図っている。 内容：障害者理解促進CM、動画の制作、放映 放映：県内民放3局、YouTubeチャンネル「WebTVあきた」等 放映時期：7～12月			障害福祉課
11		障害者の雇用の促進等に関する法律	・障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動 ・就業に関する障害者から相談対応や関係機関との連絡調整等	内容：障害者就業・生活支援センター 設置状況：各障害福祉圏域に1箇所指定（計8センター） ※県は生活支援を担当する者の配置に係る費用を支出し、国（労働局）は就業支援を担当する者の配置に係る費用を支出している。			障害福祉課

	差別等の種別	法令・例規	これまでの施策	令和３年度の具体的な事業の内容	前回会議における主な意見	県内３地区意見交換会における主な意見	所管課	
12	高齢者、障害者等	バリアフリー社会の形成に関する条例	・市町村の広報・啓発活動への支援、キャンペーン等	内容：民間団体が実施している車いす使用者等用駐車区画への理解と広報・啓発活動の一環として行う街頭キャンペーンへの参画 実施時期：６月、９月			地域・家庭福祉課	
				内容：バリアフリー意識の醸成を図るため、広報紙等を活用した広報・啓発 実施時期：通年				
			・特別支援学校との交流を通じたインクルーシブ教育等	内容：県立特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施 実施回数：小・中学校等65校、125回（令和２年度）				特別支援教育課
				内容：特別支援学校教員による小・中学校等における障害理解授業の実施 実施回数：小・中学校等109校、137回（令和２年度）				
13	患者、医療従事者等	新型インフルエンザ等対策特別措置法	・新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態把握 ・新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援 ・新型インフルエンザ等患者等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動	内容：新型コロナ受診相談センターの設置 実施時期：令和２年３月 相談件数：４７，３５６件（令和３年９月末）	◆新型コロナウイルス感染症について、誹謗中傷の抑止に取り組む必要があると考えている。 ◆今後、ワクチン接種が進んだ場合は、接種の有無は差別ではなく、区別となれば良い。		保健・疾病対策課	
				内容：県ホームページによる新型コロナ感染者の発生状況、検査の実施状況の提供 実施時期：随時				
				内容：新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷の防止のため、新聞広告及びテレビCMにより周知・啓発を実施 新聞広告：８月１５日に魁、北羽、北鹿の３紙に全面広告掲載 テレビCM：８月９日～２２日に民放３局で計132回放映				総務課
14	患者	がん対策基本法	・労働関係機関と連携した就労支援の実施 ・職場や地域における就労支援について ・がん患者が働きやすい環境整備のための普及啓発 ・職場における相談支援体制の整備 ・がんについての正しい知識の普及 ・学校におけるがん教育の実施	内容：がん相談支援センターの運営等に対する補助 補助先：がん診療連携拠点病院等（１１病院） 対象経費：相談員人件費、がんに関する普及啓発・情報提供等に要する経費	◆がん患者に対しては、働き方や両立支援が必要。		健康づくり推進課	
15		秋田県がん対策推進条例		内容：がん患者の医療用補正具に対する助成 補助先：２５市町村 補助対象経費：医療用ウィッグまたは乳房補正具の購入費				
				内容：がん対策推進に取り組む企業等との連携協定 協定締結企業数：３０企業（Ｒ３．９．１現在）				
				内容：がん患者団体の活動に対する助成 補助先：秋田県がん患者団体連絡協議会　きぼうの虹 補助対象経費：がんサロンの実施、交流会、勉強会の開催等				
				内容：学校におけるがん教育の実施（教育委員会） 対象者：中学・高校の生徒、教員				
16	患者等	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	・ハンセン病療養所の退所者等の相談への対応、必要な情報の提供及び助言等 ・ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談への対応、必要な情報の提供及び助言	内容：ハンセン病患者等からの相談対応 実施時期：随時			保健・疾病対策課	
				内容：ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発リーフレットの配布（法務局の人権啓発活動地方委託事業） 実施時期：令和３年１０月予定 配布先：県内中学校１年生及び教職員 配布枚数：10,000枚				
				内容：ハンセン病問題に対する理解を深めるための講演会（法務局の人権啓発活動地方委託事業） 対象者：県民 実施回数：１回 実施時期：未定				

	差別等の種別	法令・例規	これまでの施策	令和３年度の具体的な事業の内容	前回会議における主な意見	県内３地区意見交換会における主な意見	所管課
17	犯罪被害者等	犯罪被害者等支援条例	・関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化 ・各種啓発による県民理解の増進 ・学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実	内容：犯罪被害者等への支援のための「総合的対応窓口」の設置 設置場所：県（各地域振興局）及び県内全市町村 内容：総合的対応窓口担当者研修会の実施 時期：７月29日 場所：秋田県庁正庁 詳細：総合的対応窓口担当者や警察署の担当者等を対象に研修会を実施 内容：犯罪被害を考える日街頭キャンペーンの実施 時期：６月30日 場所：秋田駅東西連絡自由通路「ぼぼろ一ど」 詳細：犯罪被害者等支援啓発グッズの配布、生命のメッセージ展の実施 内容：犯罪被害者週間「県民のつどい」の実施 時期：11月27日（予定） 場所：秋田市にぎわい交流館ＡＵ 詳細：犯罪被害者等の講演、生命のメッセージ展の実施 内容：命の大切さ学習教室の開催 時期：４月～12月 場所：県内の小学校、中学校、支援学校 計７校 詳細：犯罪被害者等の講演、参加した生徒が講師（被害者等）に宛てて思いを記した手紙を書く			県民生活課
18	パワハラ、カスハラ	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	・労働者からの労働相談について県労働委員会や労働局と連携して対応 ・事業者及び関係団体等への関係法令等の周知・啓発について労働局と連携して実施 ・男女雇用機会均等への関心と理解を深め、男女雇用機会均等を妨げる諸要因の解消のための啓発活動	内容：労働相談 実施時期：通年	◆セクハラの手えがあつた際、情報の取扱いにより、被害者が二次被害を受けないようにする必要がある。弁護士との連携が必要。 ◆カスタマーハラスメントについて、流通、サービス、ドラッグストアの職員への嫌がらせなど、顧客の立場を利用したハラスメントがあり、しっかりと条例に位置付けてほしい。		雇用労働政策課
19	セクハラ	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律		内容：ハラスメント悩み相談室（厚生労働省委託事業）の普及啓発に係るリーフレットの配布 配布時期：９月 配布先：各地域振興局			
20	妊娠等に関するハラスメント	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律		内容：労働条件等実態調査での事業所の実態把握 実施時期：１０月 調査対象事業所数：約１， ７００事業所 結果公表時期：翌年３月頃			
21	外国人（ヘイトスピーチ）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	・秋田県外国人相談センターの設置 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談及び紛争の防止又は解決のための体制整備 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関する教育活動及び啓発活動の実施	内容：秋田県外国人相談センターの設置運営 設置先：公益財団法人秋田県国際交流協会（業務委託） 受付方法：相談専用電話、メール、窓口対応 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語（事前予約制） （その他の言語や時間外の外国語相談も適宜対応） 内容：地域外国人相談員の配置 対象：在住外国人の支援等実績のある方を委嘱 配置人数：９名（各地域振興局ごとに１名。ただし、秋田地域は２名） （秋田県外国人相談センターとの相互連携）	◆技能実習生については、最長で８年間、家族の呼び寄せもできない非常に困難な中で暮らしていることやハラスメントを受けやすい環境にいることを認識した上で啓発事業を行う必要がある。 ◆国際結婚カップルの子など、外国にルーツのある子どもは疎外感を感じたり、自己肯定感が低い傾向にあり、日本語教育の充実が大事である。また、保護者の学校活動への参加の機会を増やすことなど先生とのコミュニケーションを増やすことも必要。	◆日本ではこのように行動するのが良い、あるいは外国ではこのような行動がある、ということを経外国人と我々の双方で理解する必要がある。 ◆秋田県で一番勉強しなければならないのは、行政、学校関係者、一番は行政の窓口。一生懸命教えても４年毎に異動してしまう。 ◆言葉の学びは、長期的に支援するべき。 ◆県は、市町村に事業を移行しようとするが、県単位で日本語指導を行うようにしてほしい。	国際課